



年金生活者支援給付金の 請求手続きをお忘れなく！

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

10月1日から、「年金生活者支援給付金制度」が開始されています。

この給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金の受け取りには、請求書の提出が必要です。

対象となる方には、日本年金機構から9月以降に請求書（返信用はがき様式）が発送されています。

なお、令和2年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からの給付となります。本年10月分からの給付とするためには、12月中の請求手続きが必要です。

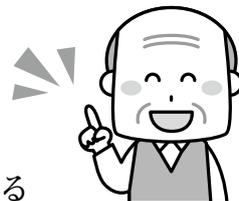
まだ請求手続きをしていない方は、お早めに手続きをしてください。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 65歳以上である
- ② 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下である



■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円_※」以下である
- ※同一生計配偶者のうち70歳以上の方または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

問い合わせ

三次年金事務所（日本年金機構）

☎0824-62-3107（自動音声案内に従って該当する番号をプッシュ）または

『年金生活者支援給付金専用ダイヤル』

☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合：（東京）☎03-5539-2216（一般電話）

受付時間：月曜日 8時30分～19時
火～金曜日 8時30分～17時15分
第2土曜日 9時30分～16時

